

札経商第528-1号

令和6年(2024年)12月2日

株式会社イトーヨーカ堂

代表取締役 山本 哲也 様

札幌市長 秋元 克広



大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見について(通知)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、令和6年6月7日付けで提出された「アリオ札幌」の変更届について、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成19年経済産業省告示第16号。以下「指針」という。)に基づき検討した結果、本市として周辺地域の生活環境保持の見地からの意見を有しないことを通知いたします。

なお、店舗運営にあたりましては、法第10条の規定を遵守し、指針に沿った適切な対応に努めるとともに、下記の事項についても特段の配慮等をお願いいたします。

記

1 冬期の積雪対策について

- (1) 積雪期における自動車による来店に伴う交通障害の発生の回避や通行人の安全を確保するため、店舗周辺の歩車道の除雪に積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。
- (2) 敷地内及び敷地周辺の除排雪作業を行う場合は、作業騒音等により周辺の住環境が損なわれないよう配慮をお願いいたします。

2 「地域社会を構成する一員」として

地域社会の維持・活性化のため、商店街組織や町内会への加盟についてご検討いただくとともに、これらの団体とコミュニケーションを密にし、地域住民の生活環境の向上等に資する地域活動への積極的な参加・協力をお願いいたします。

[担当] 札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部商業・経営支援課 秦

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 TEL: 011-211-2372 FAX: 011-218-5130